

長建協発第507号
平成28年2月15日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」）が決定・公表されたところであり、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.9%の上昇となったところであります。

国土交通省においては、技能労働者の育成・確保について適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの三度にわたる公共工事設計労務単価引き上げの際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を発出するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであります。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んできたところであります。

つきましては、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局長より、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、別添②「記」以下の措置を講じるなど適切に対応するよう通知がまわっておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、別添③～④のとおり、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知が行われておりますことを申し添えます。